（略）	（略）
森林組合法	第十条第二項、第十九条第二項、第二十四条第二項及び第二十六条の三第二項（これらの規定を第百九条第一項において準用する場合を含む。）
遊漁船業の適正化に関する法律	（略）
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	第三十条
（略）	（略）
獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）	第十一条
家畜伝染病予防法施行規則	別表第二の一の項の下欄4、二の項の下欄4、三の項の下欄4及び四の項の下欄4
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）
動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	（略）
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則	第十五条第一項
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	第五条、第六条第一項、第七条、第十一条第一項第四号、第十二条第二号、第二十八条第二号及び第二十九条第三号（これらの規定（第六条第一項第九号から第十一号まで、第二十八条第二号及び第二十九条第三号を除く。）を第三十一条第一項において準用する場合を含む。）
動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項、第六条第八号及び第九号、第八条第一項第三号及び第九号、第十条第三項、第十一条第一項及び第三項、第十五条、第十七条並びに第十九条第五号から第七号まで
（略）	（略）

（略）	（略）
森林組合法	第十条第二項、第十九条第二項（第百九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十四条第二項（第百九条第一項において準用する場合を含む。）
遊漁船業の適正化に関する法律	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）	第十一条第一項及び第二項
（新設）	（新設）
農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第二十八条
（略）	（略）
動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	（略）
（新設）	（新設）
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	第五条、第六条第一項、第七条、第十一条第一項第四号及び第十二条第二号（これらの規定を第三十一条において準用する場合を含む。）、第二十八条第二号並びに第二十九条第三号
動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項、第六条第八号、第八条第一項第三号及び第九号、第十条第三項、第十一条第一項及び第三項、第十五条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第五号から第七号まで
（略）	（略）